

総務副大臣

関口昌一様

国の施策等に関する 提案・要望書

(平成26年7月)

鳥取県自治体代表者会議
鳥取県地方分権推進連盟

鳥	取	県	知	事	平	井	伸	治
鳥	取	県	議	会	野	田	修	彦
鳥	取	県	市	長	深	澤	義	章
鳥	取	県	市	議	湯	口	史	章
鳥	取	県	町	村	松	本	昭	夫
鳥	取	県	町	村	佐	々	木	秀
鳥	取	県	議	会	議	長	会	長

地方税財政の充実・強化について

《提案・要望の内容》

- 少子高齢化社会が進む中で、今後、地方の役割が増大していく一方で、常態化している地方の財源不足を解消するため、地方交付税の法定率引上げを行うこと。併せて、地方財政や地方税制については「国と地方の協議の場」において議論し、地方の意見を適切に反映すること。

【地方交付税関係】

- 骨太の方針・新成長戦略では地方の人口減対策を前面に打ち出しているとともに、政府内に地方創生本部を新設し、地方の活性化に全力で取り組む姿勢が示されたことから、地方が創意工夫により独自に行う単独事業について、「地方創生枠」の新設などにより、その取り組みを的確に財政需要に反映させるとともに、安定的な財政運営が可能となるよう、歳出特別枠、別枠加算を堅持し、交付税総額を確保すること。
- 行革や経済活性化施策等の実績を評価して配分する場合には、地域の実態に依拠して的確に反映できる指標を用いるなど、地域が自主努力により取り組む行革や産業育成等の施策を最大限支援する仕組みとすること。
- 法人住民税の一部を原資化して平成27年度から措置される交付税の配分にあたっては、制度創設の趣旨に則り、財政力の弱い自治体に、より一層配慮した仕組みとすること。
- 市町村合併に伴う普通交付税の特例措置の終了については、合併市町村の財政運営に支障を生じることのないよう、市町村合併による行政区域の広域化に伴い生じる財政需要等を考慮した普通交付税措置を講じること。また、合併を行わなかった市町村においても、過疎化や人口減少が進展する中で持続可能な行政サービス体制構築のために必要な普通交付税措置を講じること。

【税制関係】

- 法人実効税率の引下げの検討等を行う場合には、地方の歳入に影響を与えることのないよう、外形標準課税の拡大や政策減税の抜本的な見直しによる課税ベースの拡大などの代替措置により、必要な地方税財源を確保することを併せて検討すること。なお、外形標準課税の拡大については、既に外形標準課税が導入されている大企業について検討すべきであり、地域経済や雇用を支える中小企業への拡大については慎重に検討すること。
- 固定資産税は市町村を支える安定した地方財源であり、課税ベースが縮小されれば、市町村の行財政運営の根幹を揺るがすことになるため、償却資産への課税に係る現行制度を堅持すること。
- 自動車関連諸税の簡素化・グリーン化に際しては、安定的な地方税源を確保すること。また、地方環境税（仮称）の創設や「地球温暖化対策のための税」の用途に森林吸収源対策を位置づけるなど、森林吸収源対策及び地球温暖化対策における地方の果たす役割を適切に反映した地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

「国のかたち」を変える地方分権改革の推進について

《提案・要望の内容》

- 東京一極集中の中央集権構造を是正するため、国と地方の役割分担の抜本的見直しによる構造改革を進め、国出先機関改革のみならず、中央府省を含む国から地方への事務・権限の移譲を一層のスピード感をもって実行するなど、「国のかたち」を変える地方分権改革を推進すること。

【第4次一括法に伴う対応】

- 第4次一括法の成立を受け、事務・権限の移譲が円滑に行われるよう、確実な財源措置、移譲等のスケジュールの調整、研修の実施、マニュアルの整備等を早期に実施すること。

【地方分権改革の推進】

- 今回の事務・権限の移譲等の見直しでは移譲されなかったが、ハローワークをはじめ地方からの要望の強い事務・権限については、引き続き移譲に向けた検討を着実に進めること。
- 義務付け・枠付けの見直しについても、地域の実情に応じた施設の設置・運営に支障をきたしている「従うべき基準」を廃止又は「参酌すべき基準」へ移行するなどして、地方の自由度を実質的に高めること。

【道州制の検討】

- 道州制は、中央府省の解体再編を含めた統治機構の抜本的な改革を伴うものでなければならず、その検討に当たっては、重要事項の検討をすべて国民会議に委ねるのではなく、地方と十分協議し、当事者たる地方の意見を十分に反映すべきであり、拙速に進めることなく、国民的な議論を十分に尽くすことが前提であること。

番号制度導入に係るシステム対応と費用負担について

《提案・要望の内容》

○番号制度の導入に伴い発生する関連システムの構築・改修及び維持管理等を含めた必要な経費については、同制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、原則、国が負担するものとし、国庫補助金適用事業の拡大など、地方公共団体に新たな経費負担が生じないように検討すること。

特に、国が設定した補助金の上限額と、地方公共団体の見積額に乖離が生じているものについては、その原因を分析し、情報提供するとともに、不足額が生じる場合には、必要な財政措置を講じること。

○番号制度導入に必要な団体内統合宛名システムの新規整備や各種システムの改修に地方公共団体が取り組むためには、国が整備を進める情報提供ネットワークシステム、インターフェイスシステム及び中間サーバーに係る詳細情報が必要不可欠であり、これらの情報提供を早期に行うこと。

※番号制度の導入に伴い、地方公共団体では情報提供ネットワークとの接続、住基4情報との紐付けなど大規模なシステム構築（改修）が必要となることから体制整備には長期間を要する。
 ※国が整備する情報提供ネットワークシステム、インターフェイスシステム及び中間サーバーの詳細設計が判明しないと、地方公共団体では体制整備に取り組むことが出来ず、結果として、国が示す期限内に体制整備を完了させることが困難となること危惧される。

<参考>番号制度導入に係るシステム構成

